

平成29年度薬物乱用防止啓発用ポスター募集要領

1. 趣旨

我が国における平成27年の薬物事犯による検挙者数は13,387人であり、このうち覚醒剤事犯が11,200人と8割以上を占めています。

覚醒剤事犯については、前年に比べて押収量は減少したものの、検挙者数はやや増加しました。

大麻事犯については、平成21年をピークに減少傾向であったものが、平成26年は増加に転じ、平成27年は2,167人とさらに増加しました。全薬物事犯における検挙者数の割合は覚醒剤に次ぎ高い水準で推移しており、不正栽培事犯や若年層の乱用が問題となっています。

また、近年は危険ドラッグの摂取により死亡事例等が発生したり、他人を巻き込んだ悪質な交通事故が全国で多発するなど大きな社会問題となっています。規制の強化等により危険ドラッグの街頭店舗での販売はみられなくなったものの、インターネットを利用した通信販売などにより比較的容易医に入手することができるため、違法薬物の入門編、いわゆるゲートウェイドラッグとなる恐れもあり、青少年を取り巻く環境は依然深刻な状況が続いています。

一方、本県における平成28年の薬物事犯による検挙者数は、覚醒剤は前年より5人増加し22人、大麻は前年同様2人となり、危険ドラッグによる検挙者数は1人となっています。

本県の薬物事犯による検挙者数は全国の状況に比べれば少数ですが、現在はインターネット等の普及により地域を選ばず薬物が流通するため、本県でもいつ急激に増加しないとも限りません。

薬物乱用を防止するためには、密輸や密売といった供給側に対する取締りを行う一方で、薬物乱用に対する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。

については、県内の中学生及び高校生から薬物乱用防止に関するポスターを募集し、薬物乱用の恐ろしさについて意識の醸成を図っていきます。

また、入賞作品は本年度作成するポスターの図案として活用します。

2. 主催

島根県、島根県薬物乱用対策推進本部

3. 後援

島根県教育委員会

中国四国厚生局麻薬取締部

4. 応募資格

島根県内の中学生及び高校生

5. 応募方法

- ・用紙：B3(364mm×515mm)又はA2(420mm×594mm)
- ・デザイン型：タテ型
- ・色数・文字：自由
- ・応募作品の裏面に学校名、学年、氏名を記入してください。

6. 応募締切

平成29年9月19日(火)(当日消印有効)

7. 応募先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部薬事衛生課 薬事・営業指導グループ(Tel.0852-22-6529)

8. 審査

島根県、島根県薬物乱用対策推進本部関係者により厳正な審査を行います。

9. 入賞作品の発表

入賞者の在籍する学校長あて連絡します。

10. 表彰

入賞作品を次のとおり決定し、賞状及び副賞を贈呈します。

県知事賞 1点 健康福祉部長賞 4点 佳作 若干

11. その他

- ・応募作品に関する一切の権利は主催者側に帰属するものとします。
- ・入賞作品は県内公共施設での展示を予定しています。